

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 本荘地域協議会
開 催 日 時	平成17年 7月25日(月) 午後3時00分(～5時00分)
開 催 場 所	本荘由利広域行政センター「学習ホール」(3階)
出 席 者 氏 名	「出席者名簿」のとおり
欠 席 者 氏 名	齋藤浩太郎委員、小島ひとみ委員
会議次第 1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 区長挨拶 4. 自己紹介 5. 説明 ・地域自治区、地域協議会について 6. 質疑応答 7. 会長、副会長の互選 8. 会長、副会長挨拶 9. 説明 ・由利本荘市の事業概要について 10. 協議 ・地域協議会の進め方について 11. 連絡事項について 12. 閉会	
会 議 の 経 過	別紙のとおり

会議の経過

第 1 回 本荘地域協議会

平成 1 7 年 7 月 2 5 日 (月) 午後 3 時 0 0 分 開会

1 . 開会

2 . 委嘱状交付 (4 8 名 / 5 0 名) 2 名欠席

3 . 区長挨拶

皆さん、きょうはご苦労様でございます。

第 1 回本荘地域自治区地域協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、地域協議会の委員の委嘱の交付をさせていただきましたけれども、先般は、委員の委嘱をお願い申し上げましたところ、特段のご理解をいただきましてご快諾、お引き受けくださいましたこと、衷心より感謝を申し上げます。

そしてまた日頃、皆様には市政の運営実施にあたりましてご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして重ねて御礼を申し上げたいと思います。

さて、由利本荘市が誕生して 4 ヶ月が経ちました。八つの市と町が合併する経緯の中で、八つの総合支所を置いているわけでございますけれども、本庁と総合支所との機能の噛み合い具合、それから旧町の職員、旧市の職員の合体でございますので、この人間同士の連携を初めとしてさまざまクリアすべき事柄があったわけでございますが、新しい市のスタートになるのだ、新しい気持ちで市民に奉仕をするのだ、という心をひとつにしての懸命の努力を、この 4 ヶ月やってまいりました。そしておおむね順調にスタートが出来ているのではないかと考えています。

先般、6 月議会におきましては、助役、教育委員、監査委員など、新しい執行体制が出来たところでございます。同時に八つの地域自治区の区長につきましても、これは、先に議会で議決をいただいております条例に基づいて任命されたところでございます。私、佐々木が本荘地域自治区の区長を仰せつかりましたのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

申し上げるまでもなく由利本荘市は大変大きな面積を持つ、広域合併市でございます。神奈川県面積の半分ということでございます。この広い面積の由利本荘市を構成するのは、八つの地域でございます。この八つの地域、それぞれに歴史があり、それぞれに特色ある地域経営をしてきたところでございます。由利町、矢島、鳥海、岩城、そして我々の本荘、このいずれの地域をみましてもそれぞれ特色のある地域経営をしてきたところでございます。それぞれのその良い特色が、神奈川県面積の半分という広い面積をもつ広域市の中に埋没してしまっただけでございます。それぞれの地域の特色、良いところをさらに伸ばす、それぞれの地域に足をつけて、しっかりと地域の自治、きめ細かく自治を全うする、これが地域自治区でございます。さらにまた、新しい市の中であって地域と地域のバランスが欠けても、うまくないわけでございます。

今回は平成の大合併でございますが、これまでの合併では、昭和の合併など、

様々あったわけですが、往々にしてみられたのが、中心となるところが栄えて、そのほかのところは、少し衰退がみられるというようなことであって、この新しい由利本荘市であってはならないわけでありまして、そのような意味におきまして、地域間同士、連携すべきは連携をする、協調すべきは協調をする、そしてある地域の良い部分は全体に広めていく、というようなことをしていく。そして新市全体の発展に寄与する、その単位となるのが地域自治区であろうと思っています。

その地域自治区の中にありまして、地域協議会はその地域自治区内のことがらにつきまして、市長、あるいはその他の市の機関からの諮問に応じて、あるいは皆様の中から取り上げていただく事柄について、審議をしていただいて、そして答申、あるいは提言していただく。そして、それを新市全体の計画、地域計画、日常の事務事業の推進に反映をさせるというお願いをしたいと思います。そのような意味におきまして、地域協議会の委員の皆様の選任にあたりましては、本荘地域の各地域からバランスよく、そしてまた、各界、各層からのご意見が集約できるようにということをお願いをしたところでございます。どうぞこの地域自治区、そして地域協議会、この新しい市における新しい自治の仕組みについて、特段のご理解をいただきましてよろしくをお願いしたいと思います。

皆さんには、お忙しい中、ご参集願うこととなりますが、この先、何とぞ新しい自治の仕組み、このことを、よくご理解賜りましてよろしくご協力のほどお願いしたいと思います。きょうは本当にご苦労さまでございます。ありがとうございました。

4．自己紹介

- ・委員の自己紹介の前に、鈴木主幹兼課長が出席している行政側職員を紹介

5．説明(地域自治区、地域協議会について)

地域自治区、地域協議会の設置に係る経緯を口頭にて説明

- ・昨年12月23日開催の「第21回合併協議会」において、旧1市7町の八つの区域をもって地域自治区を設置し、それぞれ区長を置くこととし、それぞれの区長には、合併に伴う住民の不安解消と合併による激変緩和を図りながら、地域の一体感を高めるため、市長に対して助言と意見具申をする役割を附していること。
- ・住民ひとり一人が地域への誇りを持って主体的に参加し、行政との適正な役割分担に基づく「住民自治のまち」の確立と地域住民の参加による「まちづくり計画」を円滑に進めるため、住民の声、要望、思いを市政に反映させる「地域協議会」を開催し、各地域の発展とともに、八つの地域が融合した、一体感の感じられる「由利本荘市」を創り上げたいとしたこと。

第1回地域協議会開催の目的(下記3項目)について口頭にて説明

- ・委嘱状の交付
- ・会長、副会長の互選
- ・地域自治区、地域協議会の役割(権限)を委員から認知いただくこと

由利地域自治区の設置等に関する条例(資料№1)に基づき、特に、第8条 地域協議会の権限 について、事務局(鎌田補佐)が説明

6. 質疑応答

・委員

条例第9条第2項 「会議は、毎年4回以上開催するものとする」は理解できるが、次の「会長は、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない」については意味がわからない。

(振興課長より回答)

条例案を作成した側として申し上げるのは変なのですが、本来は第9条第2項「会議は、毎年4回以上開催するものとする」がひとつの項になって、以下の「会長は、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して、会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない」については本来、第3項となるべき構成であると思いますが、条例改正となる議会に諮らなければならないという手続きがありますが、したがって、ここには協議会の会議を開催することについて2とおりを規定しています。一つは会長として招集する会議と、もうひとつは委員の4分の1以上の方が審議を求める事項を示して会議を招集してくださいとの要請があった場合は会長は会議を招集しなければならないということです。

・委員

条例でいう諮問の使い分けについて疑問を感じるので教えてください。

本協議会の委員についてはいろいろな立場の方がいらっしゃる訳ですが、特に私がわからないのは、市議会議員の関係であります。先生がたは本来由利本荘市を全般的に広く見て、どうしたら市の行政、市の発展につながるのか常にお考えのはずです。さて、そうなりますと、そういう方々に対して、市長が諮問するというのは、いかがなものでしょうか。そしてまた、その方々が在籍する団体がそういう方々のご意見を当然参考にする訳ですから、諮問というのはこの場合どう理解したらよろしいのでしょうか。

第2点ですが、第8条第1項の中に「市長その他の市の機関の諮問に～」とありますが非常に広範囲だと思いますので、この機関の範囲について事務局レベルで考えておられることがあればお知らせください。

(振興課長より回答)

議員さんにおきましては、市議会の中で議決という、市としての意思を決定する場の議決という機能をもっています。諮問につきましてはそれぞれの委員会がありまして地方自治法に基づく委員会、条例に基づく委員会という場合は付属機関と言わせてもらいますが、そういった委員会の委員に対して特定の案件に対して市としての考え方をお示ししてそれに対して委員会としての善し悪しをお答えいただく、これが答申でございます。議会の議決とこういった委員会の諮問、答申とは性質は全く別のものではあります。〇〇委員から申し上げられた点につきましては、いろいろな経緯のなかで議会の議員を構成メンバーとして入っていただいたということをご理解いただきたいと思います。

それから、第2点目についてであります。委員の選任範囲についての各種機関というとらえ方でよろしいでしょうか？

・委員

森林組合という大きな団体があるが、今回の委員に入っていないのでその件についても伺いたかったのです。

(振興課長より回答)

おっしゃるとおりであります。市の関係する団体ということで幅広く選任した結果ですが、森林組合さんについても本来委員として入っていただくべきだったのかもしれませんが、今回は選任しなかったということではありますが、今後、必要な状態になった際にはお願いしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

7 . 会長、副会長の互選

・司会 (村井参事)

地域協議会の会長、副会長につきましては、条例第 7 条第 2 項の規定により、「互選」となっておりますが、いかが取りはからえばよろしいでしょうか？

(会場より「事務局一任」の声)

・司会 (村井参事)

「事務局一任」との声が出ておりますので、事務局からの提案ということでよろしいでしょうか？

(会場より「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは事務局から提案をお願いします。

・事務局 (振興課長)

それでは提案させていただきます。会長さんには、南内越町内会長協議会会長の細谷文夫さんを、副会長には前の一市七町合併協議会の住民代表委員でありました村岡兼幸さんをお願いしたいと考えておりますのでみなさまのご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

・司会 (村井参事)

ただいま事務局から、会長に「細谷文夫」様、副会長に「村岡兼幸」様という提案をさせていただきましたが、いかがでしょう。

(会場より「異議なし」の声)

「異議なし」ということで、会長に「細谷文夫」様、副会長に「村岡兼幸」様で決定させていただきます。

8 . 会長、副会長挨拶

・細谷会長

会長就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。それにいたしましても、みなさまお忙しい中を、また、しかもお暑い中を、お集まりいただきましてありがとうございます。

ご承知のとおり、一市七町の合併に伴い去る 3 月 22 日に新市「由利本荘市」が誕生したわけですが、これに伴いまして改正された地方自治法の中で 202 条の 4 から 6 までの規定に基づきまして、先ほど説明ありましたとおり地域自治区の事務所並びに地域協議会の設置が条例化されたところであります。その意味できょうの第一回会合としておいでいただいたわけですが、さて、ただいま協議会の会長職に互選されましたが、

突然のことで驚きと戸惑いを感じております。皆様方は各界の代表であり、しかも、素晴らしいリーダーの方々でこれまで高い実績を残されてきた方々で、私ごとき者が、会の会長など受けられない気持ちで一杯でございます。

しかし、せっかくの互選でございますので、微力ながら地域の発展のため、努力を傾けたいと思いますので、みなさまの格別のご高配とご指導、ご協力をお願いいたしまして一言ご挨拶させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

・村岡副会長

ただいま、副会長を拝命いたしました。大変力不足ではありますが、細谷会長の補佐をしながら、副会長の任を一生懸命頑張りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

先ほど、冒頭の自己紹介でも述べましたが、一市七町の合併協の住民委員として２年間２２回の協議会の全てに出席いたしました。その第２１回合併協にて、地域自治区を置く、そして区長を置いて地域協議会を推進していくという決定を踏まえて、合併新市が生まれ、今回第一回の本荘地区の地域協議会を迎えたわけで、非常に感慨深いものがあります。

私は合併協の委員の頃から考えてきたことがありまして一言だけお話をしたいと思います。それは、現在鶴舞小学校のＰＴＡ会長をしておりますが、今年の大きな方針が「地域が学校をつくる」ということです。これまで、学校教育は学校と先生に任せておけばいいという時代だったと思いますが、今はそうではなくて地域の教育力というか、安全も含めて、「学校」と「家庭」と「地域」が協働して、学校を作っていくという時代になっています。これは教育の現場だけの話ではなく、「まちづくり」についても一緒だと思っています。

これまでのように、「行政」というか、「お上」に全てを任せておけばいい時代から、これからは、「行政」と「議会」だけではなくもう一つの力、すなわち「地域の自治力」が求められています。「地域の自治力が加わってこそ初めて、合併新市が本当の意味での地方分権の時代のスタートを切ることになります。

区長の挨拶にもあったように、一言でいえば「これから私たちは新しい自治のシステムを創っていくんだ。」ということですから、この地域協議会は大きな役割を担うと思います。私も微力ではありますが、５０人の委員の皆様と共に協力をしあいながら頑張っていきたいと思いますので、どうぞご指導、ご助言を賜りますようお願いして挨拶に代えたいと思います。よろしくお願い致します。

・司会（村井参事）

ありがとうございました。続きまして次第の９番になりますが、以降の議事につきましては、地域自治区設置条例第９条第４項の規定によりまして、「会議の議長は会長が務めるものとする」となっておりますので細谷会長によりしくお願いします。

９．説明(由利本荘市の事業概要について)

地域政策課作成、「新市まちづくり計画に係る事業計画【一体事業】、【本荘

地域】(資料№4)」により、新市まちづくり計画の施策方針ごとに概要を説明

・事務局(鎌田補佐)

それでは、由利本荘市の事業概要について説明させていただきます。資料といたしましては、資料№4をご覧ください。まちづくり計画(一体事業)と同じくまちづくり計画(本荘地域)とふたつの事業が掲載されています。この、まちづくり計画に関しましては、新市まちづくり計画(資料№3)に基づく事業計画が資料№4でございます。それでは、この資料№4に基づきまして概要を説明させていただきます。

一つ目の一体事業でございますが、一体事業というのは由利本荘市が合併し一体となって取り組む事業でございます。事業完了後または施設完成後は新市全体の住民が対象になる事業であります。1ページ目「まちづくり計画」一覧表に事業の一覧がございます。一体事業ということで、一番上の「活力とにぎわいのあるまち」として網掛けになっている部分ですが、新市まちづくり基本方針の中のひとつであります。「活力とにぎわいのあるまちづくり」のために観光の振興、観光ルートの整備等を進めていく。二つめの柱であります「恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり」のために衛生環境の整備、消防・防災・防犯・交通安全施策の推進を行って参ります。そして、「豊かな心と文化を育むまちづくり」としまして、生涯学習の推進、スポーツの振興。「心ふれあう情報と交流のまちづくり」のために高度情報通信基盤の整備としてCATV、地域インターネット基盤整備事業等が載っております。「行財政改革による健全なまちづくり」のために行政運営の効率化、行政サービスの向上、電子自治体の構築ということで事業を進めてまいります。表の右側に事業費が載っております。その隣に実施年度がすべて17年度以降から26年までの10カ年の計画であります。

2ページ目、まちづくり計画・本荘地域ですが、この計画は本荘地域内に係る事業でございます。「活力とにぎわいのあるまちづくり」、「健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり」等、それぞれの柱に基づいて各種道路事業、消防防災事業、上下水道、学校教育、スポーツ施設建設などの事業があげられております。事業年度が平成17年以前からの事業がありますが、事業費は平成17年度から26年度までの10カ年の費用であります。

・議長

ただいまの事務局の説明、由利本荘市の事業概要でありましたが、これについて何かご不明な点がありましたらご発言をいただきたいと思います。よろしいですか？

特に事業概要についてご質問がなければ、次第の10「協議」に移りたいと思います。

10. 協議(地域協議会の進め方について)

別紙「協議事項に関する説明(委員には不提出)」により、地域協議会を進めるにあたっての問題点、対応について説明後、協議

・事務局(鎌田補佐)

引き続きご説明いたします。地域協議会の進め方ということでございますが、協議会の委員が、名簿をご覧のとおり50名ということで、かなり

の多人数でございます。たとえば会議時間を比較的長くとした場合でも資料説明や質疑応答時間、連絡事項を差し引いた場合でも、50名の中で協議する場合は1人あたり2分前後しかご意見をいただけなく、委員の方々の十分な意見交換がこのままでは難しいのではないかと、事務局では懸念しているところです。

また、50人という多人数で意見交換をした場合、論点が多岐にわたって、結論に向けた意見集約が難しくなってくるのではないかと考えております。

これに対する対応として、事務局として二つの案を考えております。

第一案としては、「分科会方式」と「分散会方式」ということでそれぞれ、分科会、分散会を設置して分かれていただいてご協議いただき、その協議いただいた経過、結論をもちまして全体会の中で意見交換を行うということで、一回あたりの会議の人数を減らすことによって協議の時間を長くする方法でございます。

第二案としては、事前に委員各個人の意見を聴取して事務局でとりまとめを行い協議の時間を確保する、という2とおりを考えています。

「分科会方式」については、それぞれ違うテーマ、協議内容ごとに分かれて自分の所属する会の内容についてのみ意見交換、協議を行い、その結果を踏まえ全体としての意見交換、協議を行う。この場合のメリットについては委員各位の専門、得意分野に係わる意見交換、協議検討の時間を多くとることが可能になり、それぞれの分科会ごとの議論、報告内容が充実する。デメリットについては、それぞれの分科会の分野ごとの決定事項、報告内容を地域協議会全体会に改めて諮り、再度、全体で協議をすることにより、一旦煮詰まった内容が再度振り出しに戻り、「そもそも論」に話が戻ってしまう。これにより会議が長時間化し、場合によっては次回へ持ち越しになり、会議の回数が増え、結果として、委員各位の負担が増えることになるのではないかと考えられます。また、諮問、答申あるいは意見聴取等を実施する内容が条例によって規定されているため、分科会のテーマの設定が難しく、設定の如何によってはそれぞれの分科会ごとの開催回数に大きな開きがでることが予想される。また、必ずしも自分の望む分科会に参画できない場合がある。

「分散会方式」については同じ協議内容、分野について3～4つの分散会に分かれ横並びの形で意見交換、協議を行い、分散会ごとの経過、結論を地域協議会に持ち寄り全体としての意見交換、協議を行う。メリットは一人ひとりの発言時間が増えて、十分な意見交換、協議が可能となる。同じ内容についてそれぞれの分散会レベルで十分な協議が可能となり、収斂された内容で、また委員同士も同じ認識レベルをもって地域協議会(全体会)に臨むことが可能になる。これにより会議全体の時間短縮がはかられ委員の負担が減じられる。委員全員が同じテーマで意見交換、協議検討が可能になり地域協議会の初期の目的である幅広く皆さん全員の意見を求めるということに沿う形になると考えています。デメリットとしては、限られた時間において分散会の時間と全体会の時間設定のバランスが難しく、進め方によっては分散会を途中で切り上げて全体協議に入ることになってしまうことがあげられます。

第2案の、事前に委員個人の意見を聴取する方法ですが、これは事前に協議資料、協議案件を各委員に送付しまして、委員個々の意見を聴取、郵

送等で送っていただいてそれを事務局でとりまとめ、地域協議会当日全員に資料として配布し、ある程度の時間、確認いただいた後に協議に入る方法であります。メリットとしては事前に個人個人の意見集約を行い取りまとめたものを会議時に提示、所定の時間確認いただくことにより、実質的な意見交換、協議の時間が確保できる。また、自分の考えを十分深めたうえで意見発表、協議が可能になる。デメリットとしては、協議会開催のほかに委員各位のプライベートな時間を割いていただくことになってしまう。疑問点がある場合は、そのつど市と個別に対応していただく必要があり不具合があるのではないかと思います。

これらを踏まえ、会の進め方についてご協議をお願いしたいと思います。

・議長

はい、ありがとうございました。ただ今は、これからの会の進め方について「分科会方式」あるいは「分散会方式」さらには事前に資料を渡しておいて、皆さま方に事前にそれをご覧いただき協議会にそれを出していただくという、それぞれについてメリット、デメリットがあるわけですがそれについてお話をいただきました。

私、ここでこれからの対応の前に、先ほど事務局から説明ありました中でこの会の権限についてですが、第8条の地域協議会の権限というのは役割に等しいのでしょうか、もう少し詳しく説明いただきたいのは、一つは行政からの諮問に答えていく諮問機能的要素があるということと、二つ目にはそれとは別に委員の皆さんが必要と認めるものについてはそれを審議し行政側に意見を求めるということがあります。3つ目に市長が重要な政策に関する事項をその区域内の事項を決定または変更する場合あらかじめ協議会の意見を聴かなくてはならない、という規定があります。

特に3項の部分について、(1)新市まちづくり計画に関する事項では、私が知りうる限り、これは既に合併協、各市町において議会で議決され承認されているのではないのか。それをうけて、(3)新市の基本構想及び各種計画に関する事項として各種の計画、辺地計画、あるいは実施計画等々がこれから出てくるのでしょうか。それらの策定の時期について。そして、(4)公の施設に関する事項についても意見を聞かなければならない等々がございますが、そこで、委員のみなさまも疑問になっているのは、議員さんはおそらく公の施設について承知していらっしゃると思いますが、委員のみなさんがこのことについて議論しようとしても施設の概要がわからないのではないかと思います。現状を知らずして状況を決定し、また変更して改廃するなどということは空論に等しいと思いますので、私からお願いするのも恐縮ですが、委員の皆さん方もこれらを総合的に検討していく中で必要だと思しますので、研修の一環として、すべての公の施設を見学することはできないにしても、今、各施設で問題になっている施設や大きな施設だけでも見学をさせていただきたいと思います。

これからの会の進め方について、「分科会」と「分散会」いろいろ議論のあるところだとは思いますが、おそらく今後委員の皆様方からいろいろな形でご意見があると思います。行政から出される次第に基づく諮問機能というのはこれは限られたものです。問題があるとすれば、それ以外のテーマで検討したときに、私の意見としては、「分散会方式」で行うとなると、同じことをAのグループ、Bのグループでやってそれを全体的にとり

まとめ、仕切れるのかとなりますとまた別の課題も残るのではないかなと思います。できることならば「分散会方式」よりはそれぞれ懸案に応じて「分科会方式」のなかでご検討いただいて分科会ごとにまとめていただいたものを全体会に図っていただくという形がいかかなと思ったところがあります。事務局よりの説明をお願いします。

・事務局（総合支所長）

それでは私から第一点目の条例にあります第8条の第3項の新市まちづくり計画に関する事項、これは基本的に新市まちづくり計画に関する事項、皆さんにお渡ししていますこの冊子につきましては合併協議会の合併に当たって策定しなければならないということでありまして、これのまちづくり計画につきましては、一市七町の各々の議会で議決されて、それでもって合併に至っているという経緯がございました。従って基本的にここにあります条例の2ページ目の（1）の新市まちづくり計画に関する事項での市長からの地域自治区の決定、あるいは変更しようとする場合においてという条文の文言表現がありますけれども、ここの新市まちづくり計画のこの冊子に関しての変更、あるいは決定については、もうすでに決定しているものでありますし、これを今変更するような筋のものではないという基本的なことを、ひとつご確認願いたいと思うのであります。

問題はここにあります（3）の新市の基本構想及び各種計画に関する事項とありますけれども、ここで（3）に出てくる新市の基本構想、今年度、平成17年度において、（1）の新市まちづくり計画、これを一番の土台としながら、この冊子に書かれている内容を土台としながら、これに基づいて今年度新市での基本構想、基本計画、あるいはその下の事業計画といったようなものを策定していくことを所管の方でそのことを進めているわけであります。したがって、17年度で、今策定を進めているものがある程度目に見えてきた段階、基本構想、基本計画、それからそれに基づいた実施計画と言ったようなものの決定、あるいは議論の中でこの地域協議会に、市長はこれについては諮らなければならないとのことでもありますので、ここでいろいろと地域協議会の委員の方々から議論をいただかなければならないということになるわけです。ここで（3）に書いてある基本構想及び各種計画、各種計画というのは基本構想のほかに過疎計画とか辺地計画だとか様々ございます。過疎計画はすでに6月議会で議決を得ておりますけれども、その他に辺地計画もあります。本荘も南の股、北の股が辺地になっておりまして、各地域自治区とも辺地がございます。そういったものも策定しなければなりません。そういったものも諸々出てくるわけです。こういったものは地域協議会の意見を聞かなければならないということでありまして、その段階でいろいろと出てくるということでもあります。（1）と（3）は関連事項と捉えていただきたいと思うわけでございます。それから（4）の公の施設に関しては、今、会長さんが言われましたように、まず皆さんに実際に見ていただかないといけないと思います。相当な公の施設の数に上りますけれども、主要な施設について、いろいろと見てもらいながら、それをふまえて議論もお願いしたいと思っているわけでございます。それから「分科会」方式か「分散会」方式かにつきましては、今、事務局から基本的なメリット・デメリット等について、一応お話しをさせていただきましたが、これから具体的にどの方法が一番良いのかについて結論づけていただきたいと思っているわけであります。

・議長

はい、ありがとうございました。それでは委員の皆さん方からも伺いますが、私が今質問いたしました、いわゆる8条関係のこの協議会の権限といいますか役割の中ではっきりしない部分がありましたので、これを確かめたところでございます。したがって、8条の3項の1号に決定し、また変更しようとする場合とあるけれども、その1号の新市まちづくり計画そのものについては、すでに各市・町において議決承認されたものでありますので、これは私達がこれについて変更または決定するということではないということをご理解いただきたいということと、それから関連して3号部分、すなわち新市の基本計画及び各種計画というのは総合計画、実施計画、過疎計画等々でありましようけれども、それはただいま申し上げた新市まちづくり計画を、言ってみればこれは憲法みたいなものなのでしょうけれども、それは今支所長がお話しされましたように、10月からのものなのですか？基本計画は？

・事務局（総合支所長）

多分、10月か11月頃にはおよそ大体形が整ってくるのではないかと考えられます。

・議長

そうですか。従いまして、その1号の新市の基本計画、あるいは各種計画については、その案が出た時に初めて具体的な事項が盛り込まれてくると思います。従いまして、その時には、改めて委員の皆様方からもそれなりのご質問なり、あるいはご意見が出てくるのではなからうかなと思っていただいております。また、4号につきましては、お話しがございましたように機会を見て見学の一環として視察をしてみたいということに対して視察をするというお話しを頂いたところであります。

さて、皆さん方から、ただ今のことを含めて、あるいは今後の進め方等について何かご意見等ありますれば、承ります。ご発言頂ければと思います。特にこれからの進め方等について、何か皆さん方からこうした方がよいというご意見等々があればどうぞお話しいただければと思います。

・委員

あのー副会長が質問をするというのはおかしいかと思いますが、地域協議会の役割について、全員が共通の認識を持つことは必要かと思っておりますので、あえて質問いたしますが、新市まちづくり計画の冊子、45ページに、イメージ図というのが出ていて「地域審議会」または「地域協議会」という括りがありますが、この時点ではどちらを選ぶか決まっていなかったからこういう表現になっています。

結論としては、地域自治区を選択したので「地域協議会」ということでご理解をいただければいいと思いますが、新市の市長との関係において、地域協議会との意見具申、諮問というようなイメージが書かれていますが、これがある意味での地域協議会の役割であり権限だと思います。もう一つの重要な役割は、住民自治組織が町内会にあると思いますし、そのような立場の代表者も現在のこの地域協議会に参画しておられますし、すなわち住民意見の集約という重要な役割もこの図の中ではイメージされていますが、そのような捉え方、位置づけでよろしいのでしょうか？

これは、合併協議会の時にこういう形の中のイメージとして作ったものですが、実際、合併新市になってこのような地域協議会の役割はこちらの設置等に関する条例の市長との部分の先ほど会長が言った3つの部分の役割についての部分は新市の市長との意見具申、諮問という部分が大きいと思いますが、それ以外に様々な住民の自治組織の意見を吸い上げたりとか、あるいはそういう部分の代表者がいろいろなテーマを話し合うという役割もこの地域協議会はあるという認識のイメージでよろしいのでしょうか。

・事務局（振興課長）

今、〇〇委員がおっしゃったとおりでありまして、合併によってそれぞれの8つの地域自治区ができたわけですが、これからは住民自治組織を強化して住民が自ら運営する地域、地区、自分の生活の周辺については住民が自ら進んでいろいろなことをやっていく、そういう方向付けをもってこれからの行政運営を住民と行政との協働でやっていこうということでありますので、副会長さんがおっしゃられたことでひとつの方向としてそのとおりだと思います。

・委員

とすれば、それを確認した上でなんですが、総合支所との関係があって、50人がある意味で総合支所との協働の中で何かを作っていく部分もあるかと思いますが、先ほど出た会議の進め方にしても、市長との関係すなわち意見具申、諮問に関しては先ほど会長が言われたように、ある程度テーマを絞って話し合う場合には「分科会方式」で行った方がスムーズに進むかと思いますが。が一方、市民の意見・考え方を幅広く求めたい場合には、50人の委員の方々が各界、各層、各年代の方々が構成されているので、全員と幅広く意見交換や議論をして、なかなか意見がまとまらなくても場合によってはいいのかもしれない。「分散会方式」で50人が同じテーマで、とにかくよく何度も話し合った上で、ある程度の方向性を導き出していくことも必要なのではないかと考えます。

よって、協議会の運営方法についてもいろいろなやり方・工夫をしなければと思います。

・事務局（振興課長）

協議会の運営については「分科会方式」、「分散会方式」あるいは「2つの併用」、議案によっては、全体で結論を出すということではなくて、いろいろな意見をお持ちの方々の意見をうかがい、我々事務局がどう整理するかということになると思いますので、2つの方法を併用しながら今後進めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。

・議長

委員の皆さんからこれからの進め方等についてご意見ございますか。

・委員

先ほどから条例を読んでおりまして、会議は年4回で、委員の2分の1、25人以上でなければ会議は成立しないというようなことで、新市のまちづくり計画を見ながら、これを読んで勉強するだけで大変だなと思っています。会議へ招集されてその知識がないものに意見を出せと言われても、質問することがわからないのです。とすれば、もう少し集約された代表制でできないものかと条例を見ていますが、残念ながら50名全員が集

まらなければならないということのようですが、何かしら方法はないものか。新市まちづくり計画に対する知識が不足していて非常に不安を感じる一人です。

・議長

すでにできている「新市まちづくり計画」については、お手元の冊子のとおりだと思いますが、先ほども触れましたようにこれをベースにした基本計画、実施計画などについては今のところ全くない訳です。これは憲法の前文のようなものでしかないわけで、大事なことは実施計画の中身であろうと思います。それは策定の時期とあわせて事前に委員の皆さんに文書で送っていただいて、すこし時間をかけて見ていただく形になると思います。限られた時間内での会議ですのでその点ご理解いただきたいと思います。なお、これからの進め方について「分散会」、「分科会」、それぞれの方式にメリット、デメリットがありますが、この会は議会ではないので、一つのテーマに必ずしも結論付けをして賛否を問うものではないと思います。各方面いろいろな方々のご意見をうかがい、きちんと整理をし、上に具申する形をとりたいと考えております。ほかにご意見等ありますか。

・委員

これまでいろいろな質問、説明を受けましたが、質問する方は事前に冊子を読んでいるのかわかりませんが、私たちは今見ただけで、確認してくださいといわれても確認できない。前に都市再生推進期成会というのがあり、その中に由利橋や駅前とかの分科会が開かれた訳だが、そのときも3～4回集まって貴重な時間を割いて協議したが、その時いろいろな意見を出したものが全然行政に反映されていなかった。4回目の由利橋の分科会のときに住民の意見を申し述べたが、既に設計等ができていて変更ができないといわれた。最初から行政の考え方があるのに、我々に意見を求めるといふ無駄なことを行った。この委員会でも分科会等いろいろやったとしても本当に行政に反映されるのかお尋ねしたい。

・議長

貴重な時間を割いて協議・検討して答申したのかかわらず、さっぱりものにならなかったというお話もございましたが、この会に限っては自治法の改正により、そうしなければならないという根拠が条例に規定されているということとして、行政が何もやってくれないと先にそれを言ってしまつては前に進まないと思います。

私たちは諮問を率直に受けて具申するのが仕事であります。やっていたかどうか分からなければやっても意味がないなどという発言は困ります。そうではなくて、私たちは新市の条文に従ってきちんとしたスタンスで協議をして、それを市長なり議会議長にお願いするまでが我々の仕事なのです。そのあとは市長なり議会の審議になることだと思いますので、この点に関しては区長さんにお話をいただきます。

・区長

今のご意見、ごもっともでございまして、地域自治区そして地域協議会の権限というものを条例にきちんとうたっております。条例に皆様から協議いただき答申をいただく、そのことについては市長その他の市の機関は

適切な措置を講じなければならないとも明文化されてもおります。今回、自治区、地域協議会の新しい自治の仕組みをつくりましたので、皆さんの意見が市長や市の機関にきちんと反映されるのを見届けるのが、私、区長の役目だろうと思いますのでよろしくご理解をお願いいたします。

・ 委員

私、初めてこの種の会議に出席させていただきましたが、この地域協議会の位置づけなり、また、どう勉強していったらいいのかという気持ちです。渡された資料などを見ると、もう、まな板の上にのったもので議論されていて、初めて出席したものについてはもう少し時間がほしいし、わかりやすい資料がほしいと思います。

市民と行政の間があまりにも遊離しているという認識があり、行政に対する不満を持っている人が多いように感じる。これからは市民からいろいろな問題提起もあるだろうと思います。委員の皆さんがリラックスして会議に参加できるようにしていただきたいと思います。

二つ目には、「分科会」、「分散会」については事柄によってはそれぞれ対応は会長や市当局にお任せしていいのではないかと思います。事務局をお願いしたいのは、事前の意見の集約を大事にしていきたいと思います。ここの部分を事前に勉強してほしいとか注釈があれば理解し会議に参加できると思う。

・ 事務局（振興課長）

ただ今、〇〇委員からお話いただいたことを十分頭に入れて、今後の資料作成、事前の準備に心がけていきたいと思いますので、今後ともご協力をお願いいたします。

・ 議長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか？

それでは、時間になりましたので、進め方等についてはまだ議題も決まっておりませんのでこれからの課題だと思います。事務局から次回の開催予定なども含めて連絡事項についてお願いします。

・ 事務局（振興課長）

最後に、本日参考資料として「公共施設一覧」をお配りしています。先程来条例の中の権限で話題になっております「公の施設に関する事項」に関連をして掲示した資料ですが、「公共施設」であってこれがすべて「公の施設」というものではございません。「公の施設」とは体育館、プールなど普段皆さんが利用される施設でして、この中に市役所が入っていますが「公の施設」ではありませんので、この資料では仕分けが十分でありませんので、改めてわかりやすい資料を提示したいと思います。

11. 連絡事項について

次回予定

新年度予算、各種構想、計画等の重要施策作成スケジュールについて、本庁（地域政策課を始めとした各課）との調整を行った上で、第2回協議会を開催する旨

次回内容

新年度予算、総合発展計画(市町村建設計画)、辺地計画など各種重要施策、構想に関する協議を想定しているが、現時点で、協議項目や詳細内容については未定であること

本荘総合支所管内公共施設一覧、指定管理者制度の概要について

本荘総合支所管内公共施設一覧、指定管理者制度の概要(参考資料)により、今後の公の施設の管理方法について

その他

分科会並びに分散会のどちらの手法にかかわらず、分かりやすい内容の資料を作成、事前送付も含めて、早期に開催の通知、連絡を行うこと

今後とも、会議時間は概ね 2 時間程度を予定していることを事務局(鎌田補佐)が説明

・議長

せっかくの機会ですので皆さまからお話したいことはございませんか？

それでは第 1 回の地域協議会はこれで終了したいと思います。いろいろご発言ありましたことにつきましては事務局を含め、私どもでも検討させていただきまして、この会がより良い充実したものになるように努力していきたいと思います。今後とも皆様方のご協力をお願いいたしまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

・区長

皆さんご苦労様でした。第 1 回、初めての協議会で、本当は事前に資料を皆さんのところに送っておいて見ていただいた上でご出席いただければ良かったのですが、今日はいきなり地域自治区、協議会の経緯から条例の条文から難しい内容で申し訳ございませんでした。次回からは、事前に資料送付をしてご確認した上で、出席いただくことにしたいと思います。それで、大変イメージしにくいものだったと思います、一体どういうことが諮問となってくるだろうか、今までのやりとりの中でも出てきましたが、まずは由利本荘市基本計画、実施計画、辺地計画とか来年度事業の本荘地域分、公の施設を指定管理者制度へ移行する際の是非など、またこの会で協議、審議したことが市の施策に本当に反映されるのか、ここが一番肝心なところでして、この仕組みとして地域協議会をつくったのでございますので、この仕組みを十分に機能させて活かせるように私どもも頑張りますので、皆さまのお力添えをいただきたいと思います。

今日は本当にご苦労さまでした。

12. 閉会(午後 4 時 5 分)